

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○松野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。白石洋一君。

○白石委員 国民民主党の白石洋一です。よろしくお願いします。

地方創生で、私は、これから二つのテーマ、主に、障害となっていること、悩み相談ですね、これを議論させていただきたいと思っています。

まず第一は、有害鳥獣被害です。

これによって農作物が被害を受ける、さらには人的被害、人が住んでいるところにもイノシシが出てくる、鹿が出てくる。そして、それらの有害鳥獣が、例えば私のところ、愛媛の石鎚があるんですけども、そこで希少野生植物を食べてしまう、生物多様性が被害を受けるということが出てきております。

さらには、直近のところでは豚コレラ、これを伝播するのが野生イノシシということで、いろいろな面で有害鳥獣、特に、イノシシ、鹿、猿、こらといったところが悩みの種になっております。

まず第一問として、有害鳥獣による農作物の被害の状況についてどのように把握されていますでしょうか。

○高橋（孝）政府参考人 お答えいたします。

我が国の野生鳥獣により農作物被害は、平成二十九年で百六十四億円となっております。これは五年連続で減少しておりますけれども、営農意欲の減退など、被害額として数字にあらわれる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしているもの、このように認識しております。

○白石委員 全体の農業生産高も含めて、ちよつときのうお願いしたんですけれども。

○高橋（孝）政府参考人 失礼いたしました。

我が国の農業総生産額は、平成二十九年で約九兆円となっております。

○白石委員 九兆円のうち百六十四億。少ないように見えて、実は、心理的な打撃もありますし、家庭菜園に対する被害、これは金額では把握できませんけれども、非常に大きなものとなっていると思うんですね。

有害鳥獣による人的な被害の状況については、どのように把握されていますでしょうか。

○正田政府参考人 お答えいたします。

環境省では、毎月、都道府県から情報の提供を受けまして、ツキノワグマ、ヒグマによる人身被害の状況を平成十八年度から、イノシシによる人身被害の状況を平成二十八年から、ホームページにて公表を行っております。

まず、ツキノワグマ、ヒグマによる人身被害の件数でございますが、ドングリ類の不作等が要因

となりまして、こういった熊が人里に多く出没する年に増加する傾向がございます。毎年五十件から百五十件前後で推移しております。このうち、死亡事故が発生しました年におきましては、一件から四件の死亡事故が報告されているところでございます。

また、イノシシによる人身被害件数につきましては、毎年五十件前後でございます。平成三十年、今年度でございますが、死亡事故が二件報告されてございます。

環境省におきましては、今後、都道府県の協力をいただきながら、鳥獣による人身被害の状況の把握と公表を行うとともに、熊の出没対策マニュアル等の周知や注意喚起を続けてまいりたいと考えております。

○白石委員 私のところ、愛媛県でいえばイノシシが主なんですけれども、年間五十件で、うち死亡事故は二件。ただ、イノシシが顔を出して歩き回るだけでも子供は怖がって、親も一人では歩かせられないということで、学校の下校なんか親がつき合うということをするわけですね。そうすると、子育てでも相当親の負担がかかってくるというところが出てきています。

これに対応するのが従来からは猟友会なんですけれども、猟友会も相当高齢化が進んできて、彼らも趣味でやっているというところがあるんですけれども、猟友会の人数についてはどういう状況になっていきますでしょうか。

○正田政府参考人 お答えいたします。

大日本猟友会が公表しております資料によりま

すと、猟友会の会員数は、平成二十九年度十六万六千人となっております。これは、二十年前の平成九年度から比べますと約四割減、十年前の平成十九年度から比べますと約二割減となっております。

○白石委員 ありがとうございます。

四割減、二割減と、相当なペースで猟友会の方々は少なくなってきたということ、そうすると人口減少で耕作放棄地などが出てきて、そうするとイノシシが里においてきて、そこで悪さをし始める、そのイノシシをとる人が少なくなっているという状況ですね。これは何とかしないといけないと思うんです。

国としてもいろいろ手を打ってきていると思うんですけれども、まず、県の方では捕獲事業やあるいは企業の参入を促すような施策がされてきていると思うんですけれども、どのような施策をされてきていますでしょうか。

○正田政府参考人 お答えいたします。

環境省におきましては、捕獲の担い手になりやすい狩猟人口の減少や高齢化が進行している、こういった状況に照らしまして、平成二十六年に法改正を行いました。鳥獣の捕獲等に専門性を有し、安全性を確保しながら効果的に鳥獣の捕獲等の事業を実施できる、こういった法人を都道府県知事が認定できる認定鳥獣捕獲者事業者制度を創設したところでございます。

これまで、四十一の都道府県におきまして百四十三の法人が認定を受けております。この中には、警備業や害虫駆除業、建設業や林業等から参入し

た認定法人がでございます。これら認定法人が、例えば、環境省が都道府県を交付金により支援してございます指定管理鳥獣捕獲等事業のほか、行政機関や民間からの捕獲事業を受注し、捕獲を実施しているところでございます。

幾つかの例を御紹介させていただければと思いますが、まず一つは民間企業が取り組んでいる事例でございますが、例えば警備会社におきましては、わなに通報のためのセンサーを設置して、捕獲の通報を受けて現場に向かう、こういった方式を取り入れているところでございまして、本業での経験、技術、こういったものが捕獲事業に活用されると聞いておるところでございます。

また、地方公共団体の取組事例といたしましては、神奈川県庁でございまして、捕獲の専門家を期間を定めまして県の職員として雇用し、捕獲体制を構築して、公共団体として先ほど申し上げました認定事業者の認定を受けているところでございます。同県におきましては、一般の狩猟者による捕獲が困難な標高が高い地域を中心といたしましてニホンジカの捕獲活動を行っております。平成二十九年度には約三百頭の捕獲実績があったと聞いておるところでございます。

○白石委員 二つ、企業のとこ、そして地方

公共団体、神奈川県庁の例を挙げられましたけれども、私、ここにきて質問するその趣旨、目的は、ぜひ、民間団体が有害鳥獣捕獲によって採算がとれるようにしていただきたいんですね。

もう猟友会頼みは限界です。彼らは趣味でやっているわけですし、高齢化が進んでいます。そう

いう方々にはもう手に負えないような状況になっているというのが地方の現状です。地方創生どころか、それによって生活が破壊されるということですから、それに対応するには、企業の力、民間参入。参入してもらうためには、さつきおっしゃった警備会社が駆けつけるとありますけれども、そういうサービスではなくて、要するに、ただで、副業としてやるというのではなくて、採算がとれるようにしていただきたいんですね。まず、ここをお願います、御所見。

○正田政府参考人 委員御指摘ございましたように、まず、捕獲の担い手の減少でございますとか高齢化、こういった問題があるところでございまして、先ほど申し上げましたように、法を改正いたしました。企業が参入できる仕組みをつくったところでございます。

こういったところにつきまして、こういった企業がしっかりとそうした捕獲の体制ができていくということの、一つのあかしでございますので、県等の事業もございまして、あわせて、他の民間からもそういった受注は受けていると実際聞いておるところでございますので、よく県等とその辺は相談いたしまして取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○白石委員 おっしゃった認定鳥獣捕獲等事業者、これを民間にも指定していますということなんですけれども、これによるメリットというのは、せいぜい規制緩和なんです。ライフル銃については、十年の経験がライフル銃以外の銃によって必要などころが、もっと短期化するぐらいの話で、

採算をとるといふところは直接の関係がないわけです。

こういった認定鳥獣捕獲等事業者に対する金銭的な支援というのはどのようにお考えでしょうか。

○正田政府参考人 お答え申し上げます。

直接的な金銭支援というわけではございませんが、先ほどお話し申し上げました、環境省が新しく仕組みをつくりました指定管理鳥獣等捕獲事業がございます。これにつきましては、その認定を受けた事業者につきましては、その捕獲団体としてそういった分野を担うことができる、こういった仕組みがございます。これは、環境省の方が都道府県に交付金を支援いたしましたして、県から発注するこういった仕組みがあるところでございます。

○白石委員 県からどれぐらいの発注が来るか。

県も予算がないとできないことで、もちろん、この有害鳥獣被害対策というのは重要性が上がってきているという認識で、一般財政からもそれがシフトする部分もあると思うんですけども、やはり国からの支援が必要だと思っておりますね。

じゃ、ちよつと、通告、済みません。指定管理鳥獣捕獲等事業者に対する国からの支援というのは、年間予算、どれぐらいなんですよう、あらあらで結構でございます。

○正田政府参考人 お答えいたします。

本年度におきましては、補正予算と合わせまして十五億円としてございました。来年度に向けましては、本年度の補正予算で十一億円を確保してございまして、当初予算におきましても五億円確保してございます。合わせて十六億円の規模で実

施してまいりたいと考えているものでございます。○白石委員 ぜひ、声を上げてもっと拡大していただきたい。地元の声であります。

加えて、神奈川県庁の例を挙げましたけれども、神奈川県庁は、これは一般財政でやっているんですか、それとも国の支援を受けてやっているんですか。

○正田政府参考人 お答え申し上げます。

済みません、申しわけございません、詳細についてちよつと把握してございませぬが、県として職員として確保してございます点につきましては、恐らくは県の方で手当てをされているものだと承知してございませぬが、今ちよつと詳細な資料がございませぬので、申しわけございません。

○白石委員 県の中でそういうチームをつくる、

県職員の捕獲隊をつくるというところに対して、一般財政だけで、県単独事業としてやらせるのではなくて、そのところを環境省としてもぜひ支援をお願いしたいと思います。

次に進みます。

自衛隊さんのサポートなんです。これは一般市民の素朴な質問、お願いでもあるんですけども、特に豚コレラの発生ときに、大規模に、早急に野生イノシシを駆除しないといけない、もしこれが広がっていたら、愛知県、静岡県、中部地域だけじゃなくて、いろいろなところに伝播していきかねないような、そういったときに、自衛隊、もちろん本業は国防であり、そして防災でありま

いという声も強いですけれども、この点、いかがでしょうか。

○森田政府参考人 お答え申し上げます。

有害鳥獣につきましては、地方自治体と関係省庁が連携をして被害対策を実施しております。防衛省・自衛隊としては、これまでも、地方自治体からの協力要請に基づきまして、任務遂行上支障のない範囲で必要な協力を行ってきたことがございます。

一例としては、北海道が実施するエゾシカ駆除計画への協力といたしまして、自衛隊へリコプターにより、エゾシカの搜索及び生息状況の調査を行い、また、雪上車等により、捕獲したエゾシカの輸送支援を行った例がございます。また、もう一例としては、高知県におけるニホンジカの被害対策に係る協力としまして、駆除の際の自衛隊へりによる生息偵察等の支援を行っております。今お尋ねの射撃による駆除につきましては、自衛隊は、猟銃等を使用した鳥獣駆除の訓練を実施していないこと、また、狩猟従事者が持つ、山野に生息する鳥獣の特性等を踏まえた狩猟のノウハウを有していないといったことから、現状、困難な事情があることはちよつと御理解いただかなければならないと思っております。今後、関係省庁とよく連携し、法令に基づいて任務を適切に遂行していくとの観点から何ができるのか、引き続きよく検討してまいりたいと考えております。

○白石委員 北海道では鹿の捕獲で、高知では調査ということなんですけれども、捕獲について、その捕獲は生け捕りですか、それとも駆除なんで

でしょうか。どちらだったんででしょうか。

○森田政府参考人 お答え申し上げます。

北海道で実施した協力につきましては、ヘリコプターによる鹿の搜索あるいは生息状況の調査ということが一つと、もう一つ、駆除されたエゾシカの、雪上車等を使って輸送するという部分、この面について支援をさせていただいたものでございます。

○白石委員 わかりました。駆除そのものはほかのところをやつて、それを移動させたと。

しかし、先ほどのお話だと、地方自治体の要請によって災害派遣としてやってきたこれだけの実績があるということはわかりました。

この先、非常に限定的な、例えば緊急避難的な豚コレラ等の対策として地方自治体からの駆除の要請があった場合は、真剣に考えていただけるんでしょうか。いかがでしょうか。

○森田政府参考人 お答え申し上げます。

済みません。先ほど申し上げたように、射撃による駆除という点に関して申しますと、訓練を行っていなかったりノウハウを持っていないといったことから、現状ではちよつと困難な面が大きいと思っております。

ただ、関係省庁あるいは自治体が行う取組の中で、防衛省としても何ができるかということ、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○白石委員 ぜひ、受けとめていただいで、そして検討していただきたいと思ひます。

そして、最後の問いですけれども、よく、ジビ

エのための肉処理をすれば、出口ができるから、有害鳥獣対策も進むんじゃないかということ、言われるんですけれども、実際話を聞いてみると、このジビエの肉処理というのはかなり設備投資が必要なんです。ジビエとして肉処理をするのは、駆除されて二時間以内に処理しないといけない、使える部位はその全体の三、四割にしかすぎず、さらに、機材としては、金属探知機や、冷蔵庫は三種類必要で、専用浄化槽や、あるいは常駐するその処理をする職員さん、そして使えないところというのは産廃に出さないといけないということ、相当な費用がかかるということがわかりました。

これだけのことを、採算をとるまでの呼び水として、まず国で支援することが必要んじゃないかなと思うんですけれども、国としてどういった支援を考えていますでしょうか。

○高橋（孝）政府参考人 お答えいたします。

委員から今御指摘がございましたジビエ利用の拡大の取組につきまして、私ども、平成三十一年度までにジビエ利用量を倍増させるという意欲的な目標の達成に向けまして、ジビエ利用モデル地区を各地に設置いたしました。今委員からお話ございました食肉処理施設の整備、これを推進いたしますとともに、さらに、広域から個体を搬入する場合でも肉質の劣化を防止できるジビエカールの導入を推進するなど、政府を挙げてジビエ利用の拡大に取り組んでいるところでございます。

また、ジビエ利用に係ります衛生管理の徹底を図るために、国産ジビエ認証制度の普及を推進す

るとともに、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーションを展開しているところでもございます。

農林水産省といたしましては、今後とも、地域の実情に応じた鳥獣対策を実施するとともに、有害鳥獣を利用いたしまして農村地域の所得に変えていく、マイナスをプラスに変えるというジビエ利用の取組を、関係省庁とも連携しながらしっかりと推進してまいりたいと考えております。

○白石委員 一番最初におっしゃった、モデル事業として十七カ所、これは年間予算としてどれぐらい計上されていますか。そして、二番目のジビエカーについては、これは今何台稼働していて、どれぐらい農林水産省として予算、年間で考えていらっしゃるんでしょうか。

○高橋（孝）政府参考人 お答えいたします。

ジビエの予算的補助につきましては、三十一年度の概算要求で百三億円、三十年度の補正予算で三億円計上してございます。その内訳は明確になつておりませんが、処理施設で幾ら、ジビエカーで幾らという内訳は出てまいりませんので、全体の額で対応しているところでございます。

○白石委員 本予算三億円で、補正予算で三億円、合計六億円ということですか。（高橋（孝）政府参考人「百三億と三億」と呼ぶ）百三億と三億ですか。失礼しました。百六億円ということですか。けれども、これをぜひ全国展開して、地方では大体これで困っていると思ひます。

各県でも、二時間以内に駆除されたその肉を運ぶという意味では、各県一つだけでも足りないん

です。愛媛県でいったら、南予は南予、中予は中予、東予は東予と、三力所は必要なことになりました。そのことを考えたら、まだまだこれは、もちろんロールモデルを確立しながらでしようけれども、全国展開を相応の予算をもってしていただくことをお願いしたいと思います。

ちよつとこれまで大臣には何も質問していません。創生についても、有害鳥獣被害について、地方創生について、相当もうこれは困っていることで、大事なことだと思っっているんですけども、大臣はどのように考えていますでしょうか。

○片山国務大臣 御通告はいただかなかつたんですが、ずつと伺っておりまして、全くその深刻さは、本当に非常事態というように達していると思えます。

実は、先ほど環境省の方から御説明があった事業の前段階の企画をやっておりますときに、私は党の環境部長でございます。まさに法改正もあつたわけですけども、限界集落におきましては、人と有害鳥獣が生存領域をめぐって事実上争っている、こういう状況になっております。

他方、ある意味で、委員が御指摘のように、商業ベースに乗せることができれば、これは大変有用な村の宝でございます。先般も、党本部の方で猟友会さんも御一緒に、東京の一流シェフの方がいかにうまく料理すればジビエはおいしいアセットになるかということの標本のプレゼンもやらせていただきましたし、北海道なんかはそういう利用も進んでおられますが、委員の御地元の四国におきましても大変急増しておりますから、活用の

道を地方創生につなげてまいればと思っっている次第でございます。

○白石委員 大臣、ありがとうございます。ぜひその方向で御尽力いただければ、地方の皆さんは本当に喜ぶと思います。

次のテーマに移ります。埋蔵文化財、地方の宝物、これをまず探し出す、そしてそれを調査して、保存していくということと、私の地元である事例がありまして、それをもとに質問させていただきます。

埋蔵文化財の発見の端緒というものは、そもそもどのようにつかんでいるでしょうか。これは簡潔にお願いします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。文化財保護法においては、埋蔵文化財が包蔵されております土地の把握は地方公共団体が行うということとされておりまして、把握の仕方としては、埋蔵文化財が存在する土地を特定するために地方公共団体が行う調査、あるいはまた民間事業者等や地方公共団体が開発事業を行った際、埋蔵文化財を発見した場合に行われる都道府県教育委員会等への届出などがございます。

○白石委員 つまり、誰もが知っているのが一つと、そして、開発業者というふうにおっしゃいましたけれども、要するに地権者、その土地の所有者が何か破片を見つけた、工事しようと思っただら見つけて、これは何か埋蔵文化財じゃないかということを見たということですね。

ちよつと時間がないので、私の方でも少し進めさせてもらいますけれども、開発業者がそれを見

つけたら、それを県の教育委員会に報告する義務があるということ、それをもってスタートしていく。年間ベースでいうと、そういった始まりがあるものが二、三百件。二、三百件、そういったことで、土器のかけらを見つけたというような、そういったことが端緒となって始まるものが全国で年間二、三百件ある。

それを報告して、その後、試掘し調査する、こゝまでは教育委員会。その後、これはもうちよつと進めてみようということになる場合は、どのようにフローとしてなっていくんでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。地方公共団体におきます埋蔵文化財の調査の手法でございますけれども、まず、目視で分布の調査を行います。その後、埋蔵文化財の有無を確認するため、数平米程度でございますけれども、その範囲で掘削を行う試掘調査を行います。その試掘調査により埋蔵文化財の存在が明らかとなれば、その範囲ですとか内容などを確認するための確認調査といった段階で進んでまいります。

埋蔵文化財は現状保存が望ましいところでございますけれども、やむを得ずその埋蔵文化財を現状のまま保存できないという場合には、確認調査の結果なども踏まえまして、地方公共団体が開発事業者に対し、開発を進める前に、記録の作成のための発掘調査を行うよう指示することはございます。

○白石委員 最後のところが大事で、現状保存ということであれば、これは公費でその土地を買い上げてくれる、これは地権者としても納得の上、

売却するんですけれども、それはいずれはその地域の宝物、文化財、史跡となっていく。一方、記録保存というふうになった場合は、これは誰の負担で記録保存をしていくんでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

開発事業等においてやむを得ず埋蔵文化財を現状のまま保存できない場合は、文化財保護法第九十三条に基づきまして、都道府県教育委員会等は、開発事業者に対して、記録の作成のための発掘調査の実施を指示することとなります。その際、埋蔵文化財の保存を不可能とする原因となりました開発事業を行う事業者に対しまして、その経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとされてございます。

○白石委員 その経費負担は土地の所有者ですということ、これはもう一〇〇%その土地の所有者の負担でやっていく。幾らその埋蔵文化財が地方の宝物になるものであったとしても、たまたまその土地所有者になった人が全ての経費を負担するという原則論でよろしいでしょうか。

○杉浦政府参考人 おっしゃるとおりでございます。

○白石委員 そこで、やはり土地の所有者としては、これ全部、自分の負担でやらないといけないの、そういうことであれば報告なんかしたくないし、無視して工事を進めていくというような、経費負担のことを考えればですよ、まあ、そういう人ははいないと思いますけれども、そういう気持ちになるのもわからないではないなというふうに思うわけです。

これはやはり地方の宝ですから、地方全体で経費負担をしていくべきじゃないかなというふうにも思うんですけれども、なぜ土地所有者が一〇〇%負担しないといけないんでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

まず、一般論ではございますけれども、事業者がその土地の開発をしようとなされた結果、その土地の性格などに何らかの予期せぬリスク、そういうことが生じれば、何らかの特別な政策ですとか法制度があればそれによるとしても、一般的には、それらの原因となった開発行為を行った事業者が負担が求められるものと考えております。

文化財保護法の場合は、先ほども申し上げたとおり、法令上は、国指定とか県指定とか大きな遺跡が出てきて現状保存という形にならないければ、原因者たる事業者が記録保存を行っていただく旨指示を行って、それに伴う費用を事業者にお願ひして、記録保存が済めばその土地の開発が進む、こういう段取りになります。

一般的には、開発事業者は、その土地を活用するためにいろいろなりリスクを織り込みながら相応の事業費、御準備されているとは思いますが、もちろん、実際の業務におきましては、開発事業の円滑な実施のために効率的に進めるということもこれもまた重要でございますので、具体的遺跡のそれぞれの性格にもよりますけれども、発掘調査の箇所数を少し少なくしてみたりとか、民間調査の組織を導入して工期を短くするとかといった形で、開発事業者様の方の負担軽減に向けての工夫という

のが、普通は自治体と開発事業者との間で協議されるというふうには認識しております。

いずれにしても、こういう形で、開発事業者の皆様にも御理解賜りまして、自治体の方も今努力しているところでございますので、文化庁としてもこれを支援、指導してまいりたい、このように考えております。

○白石委員 つまり、経費負担を少なくするような相談には乗りますけれども、一〇〇%土地所有者が経費負担する、ここは変わらないということですね。ですから、二分の一、二分の一で折半しましょうかとかそういうことじゃなくて、経費を縮減することについて相談に乗りますよということとがさっきの答弁だと思います。

これを受け入れた上で、そういうふうになっていることを土地所有者が受け入れた上で、実際どんなものが発掘されたのか、あるいは、もしかしたらより大事なものは、何もなかったよということも含めて、結局、経費負担だけして何も出てこなかった、あるいは大したものじゃなかった、こういったこともあるわけですね。そういったことも含めて、しっかりと開示をしていくべきだと思いますけれども、その土地所有者が経費負担しているわけですから、顕彰していく、つまり、これだけのことを土地所有者がやってくれたということを顕彰していくということも必要だと思っておりますけれども、その点、最後の質問とさせていただきます。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。文化庁といたしましては、先生がおっしゃると

おり、貴重な国民共有の埋蔵文化財につきまして、発掘調査成果の活用などによる保護推進として、発掘調査終了後に可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行っていただきまして、発掘調査報告書の早期作成、その公表をお願いしているところでございます。この点については通知等でも求めているところでございます。

○白石委員 ぜひその点、徹底してください。終わります。